

各指定障害福祉サービス事業所等運営法人の代表者 様

鳥取県西部総合事務所長
(公 印 省 略)

障害福祉サービス事業等の適正な運営について（通知）

障害福祉サービス及び障害児通所支援（以下「障害福祉サービス等」という。）の提供については、日頃から、御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、障害福祉サービス等は介護サービスと同様、公益性の高い事業であり、また、公費である介護給付費等を財源とした事業であることから、当該事業の運営にあたっては、より一層の自覚と規律が求められているところです。

しかしながら、当所福祉保健局が今年度実施した実地指導においては、下記1のとおり文書指摘を行ったところであり、また、実地指導以外の場面においても、下記2のように、様々な意見や苦情が寄せられているところでもあります。

については、貴法人におかれましては、法令遵守責任者や管理者並びにサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者を中心に、サービスの提供及び運営に関して今一度点検をいただくとともに、障害者総合支援法、児童福祉法を始めとする関係法令や運営基準はもとより、社会のルールやマナーについても遵守するよう、改めて、法人内部で徹底いただくようお願いいたします。

（担当）福祉保健局福祉企画課指導支援担当 乗本、川田

（電話）0859-31-9314 （ファクシミリ）0859-34-1392

記

1 令和2年度の実地指導で指摘の多かった項目

項 目	内 容
給付費の算定及び取扱い	・加算要件に合致していないものを算定していた。 <具体例> 欠席時対応加算、送迎加算、施設外就労加算 等
勤務体制の確保	・勤務体制や勤務実態が不明瞭、または勤務実績が管理されていないなど、勤怠管理が適切ではないケースが見受けられた。
計画の作成	・個別支援計画の作成（または見直し）に係る担当者会議を実施した記録がないものが見受けられた。

2 指摘事項以外での案件

項 目	内 容
相談支援事業者との連携	・市町村への申請等、手続等に関する十分な説明がないまま、共同生活援助が提供されていた。その際、事前に相談支援事業者への連絡、相談がなかった。 ・事前に相談支援事業者への連絡や相談がないまま、サービス等利用計画に組み込まれていないサービス（短期入所や放課後等デイサービス）が提供されていた。 ・相談支援事業者が開催するサービス担当者会議に参加した記録が作成されていなかった。
個人情報の管理	・以前に利用していた事業所の職員が、いきなり自宅を訪問し、別事業所の利用を勧誘した。
職員としてのモラル	・職員が利用者の悪口をほかの利用者に話していた。
障がい特性に配慮した対応	・利用者の立場や個別の障がい程度や障がい特性への配慮を欠いた不適切な対応があった。 <具体例> 利用者に対する事実と異なる不適切な説明、利用者への心理的圧力を与えかねない言動 等